

第5回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年1月14日(火)午後1時30分～2時25分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀 野澤今朝幸
神宮司正人

オブザーバー 前島敏彦議長

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

傍聴人 報道関係者4人

議事

- ①御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問の議決について
- ②その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○上野副委員長

皆さんご苦労さまです。今日は第5回目ということで、特別委員会を開催するわけですが、非常に本委員会の本題に入るまず第1歩かなというように思います。

今まで何回か準備会をしてきていますが、今日からがまず第一歩ということで、また皆さんの積極的な意見を聞く中で、スムーズに会が運営できればいいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○鈴木議会事務局長

続きまして、委員長あいさつ、野澤委員長をお願いします。

○野澤委員長

どうもご苦労さまです。

正月明け早々から準備会を重ねる中で、本当に忙しいところ、また今日は5回目の特別委員会ということで全員のご出席ご苦労さまです。

今日は事前に案内もしたように、御坂浄水場土木建設工事入札認定に関する承認喚問の議決についてということで、ちょっと案内のほうで工事入札の入札が抜けていましたので、案内のほうを訂正しておいていただきたいと思います。前に送ったものです。

そんなことで、今日は、今副委員長のほうからお話がありましたように、いよいよいわゆる百条委員会としての実質的な第一歩かと思っておりますので、皆さんの積極的なご意見等をいただく中で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして言い忘れておりました。

傍聴の申請がありましたので、繰り返しになりますけれども、傍聴人に対して一言申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

委員の皆さんもお願いします。

なお、委員長の命令に従わないときには、笛吹市議会委員会条例第 19 条第 2 項ならびに委員会傍聴規定第 9 条の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

もう 1 つ、なお、これからの会議のカメラ等での撮影の禁止、そして録音のほうも禁止しますので、そのように行動していただきたいと思います。

これから第 5 回特別委員会を始めます。

○鈴木議会事務局長

ありがとうございました。

それでは、お手元に議事議題等書いてございますが、委員長の進行でよろしくをお願いします。

○野澤委員長

これより議事に入ります。

前回の議事録のこれは、説明はよろしいですね。

では、事務局のほうでまとめてくれてありますので、また目を通しておいてください。

今日は早速、ただいま申しましたように、御坂浄水場土木建築工事入札に関する承認喚問の議決についてということですけど、具体的には・・・。

○西海議会事務局員

カメラはよろしいですか。

○野澤委員長

カメラは冒頭。

○野澤委員長

お願いします。

この間、事務局からも説明がありましたように、議決をする場合に必要なことは、出頭を求める者の氏名、証言を求める事項、どんな事項について証言を求めるかということ。あとは出頭すべき日時場所の議決ということですけども、まず最初に、この間の準備会等で、今日どのような形で今言ったところをまとめていくかということで、それぞれできるだけ文章にして分かりやすくということをお願いしてありますけれど、その前に何かこのことに関して、事前に何かお話ししておきたいこととかがありましたら、先にお願います。入る前に。

別にないようですので、まず私がまとめてきたところを、自分なりのまとめてきたところを説明しますので、お聞き取りください。

手元に入っていると思います。朗読のような形になりますけれど、まず前提として 8 億円という高額の御坂浄水場土木建築工事入札は、入札公告 3 日後に取りやめ、平成 25 年 1 月 15 日公告、1 月 18 日に取りやめとなったと。これは通常では考えられない、極めて異常な事態である。この取りやめの理由として、執行当局が挙げたのは、設計図書の変更、工事内容の変更は同じというふうに、とりあえず見ていいかと思います。および国からの補助金を受給するための絶対条件である、平成 25 年度中の工事完了を確実にするために、土木工事と建築工事に分ける必要があったことの、この 2 つの理由を挙げています。

1 番目のほうの設計図書の変更、工事内容の変更に関しては、1 月 18 日付け入札取りやめの公告および 9 月定例市議会での笛政クラブ大久保俊雄議員の代表質問に対する倉嶋市長の答弁で、そのような理由を挙げています。

2つ目のほうですけれど、これは同じく9月定例会市議会での誠和会梶原清議員に対する倉嶋市長の答弁で、取りやめの理由については、これまでの執行当局の説明においても、またこの間の関係資料の照合検査においても、納得いくものは得られていないというふうに思います。

結論として、よって出頭を求める者は、取り止めに関わったと思われる職員、および取り止めについて職務として何らかの情報を得ていると思われる職員とする。

総務部関係では、管財課リーダー菊島正博さん、そして管財課長雨宮茂貴さん、総務部長山下真弥さん、公営企業部の関係では水道課主幹志村一仁さん、水道リーダー小菅秀樹さん、水道課長有賀滋一さん、公営企業部長松岡利明さん、公営企業出納員芦澤学さん、取り止めの起案者はそこに注1で書いてありますように、管財課リーダーの菊島正博さんです。

設計書を上げるときの執行伺い書、これを起案したのは水道課主幹の志村一仁さんです。

証言を求める事項はということで、これはどこまで具体的に書くべきか、ちょっと分からなかったんですけれど、私なりに細かく書いてきました。

まず、取りやめに関わったか、関わらなかったか、関わったとしたらどのような形で関わったか。

2番目として、取り止めに誰によってどのような経過で決められたのか、この点に関して何か知っているかどうか、知っているとしたらどんなことか。

取りやめに関して職務上何らかの情報を得たか、得たとしたらその内容はどのようなものか。

4として、取り止めの理由に対して納得できる理由と思うか、納得できると思う場合、それはどうしてか。あるいは納得できないと思う場合、それはどうしてかの4点とさせていただきます。

一応、私のほうではこのような形でまとめましたので、それぞれの自分の考えたこと、また私のとりあえず自分が考えてきたところと食い違ったり、重なったりとかいろいろあるかと思いますが、全然違う視点から質問等を、あるいは証人等を考えた人がおられたら挙手して発言していただきたいと思います。

○西海議会事務局員

今の委員長のお話の中で、証言を求める事項についてという部分がございます、事細かに説明をいただいたわけですが、出頭要求書に明記する証言を求める事項につきましては、これに関連するものということで、例えば御坂浄水場土木建築工事入札に関する事項という大きなくくりでいいと思います。ここまで細かいところまでは決定いただかなくてもよろしいかと思います。

○野澤委員長

ではそういう前提で、今結論的なような話も出たんですけれど、そういう中であと細かいことはある程度ここで、これは喚問の文書にはならない部分ですが、今後、準備会等を進める上で、しっかりここでそれぞれの考え方を出していただいたほうがいいかと思いますので、付け加える点、あるいはこれは必要ではないかという点、大きくは今言ったように、御坂浄水場の土木建築工事入札に関するところくらいでいいわけですね。入札に関するところくらいで。

よろしいでしょうか。

○渡辺委員

大きくくりでいいと思うんですけれども、今回ここで出されているのは、入札に関してですけれども、この入札公告をめぐってですよね。これで入札問題が終わる、入札に関してというこ

とで、その尋問が終わるとすると、それ以外にもやはり高価格落札、今度は入札、落札に関しては、今回のこれには入っていないわけだから、入札というよりか、入札公告の公告したことで、それから取り消した経過ということですよ。

題名としても。

○野澤委員長

今の当然前から落札率の高いものとか、最低制限価格ぴったりとかという点がありますけれど、今回はまずその問題となる事象でまとめるというよりも、工事ということでまとめていきますので、御坂浄水場の土木建設工事のこの関係と。今回そこで入札の公告に関することで、私問題提起をしていますけれど、今渡辺委員が言ったように、この落札も最終的にはかなり高落札率の高いところで落札されていますね。そのへんは今回含むかどうかというのは。

○上野副委員著

入札に関するだから、そういうものをすべて含んだ中で。

○野澤委員長

それはもちろん含みますが、やり方としてですね。

今回の証人喚問をするときに、どこまで含むかという問題です。

要するに、それをやるとか、やらないとかということではなくて、今から長い道中が待っているわけですが、とりあえずの、今度、喚問するときですね。

だから、そこをどこに問題、証言をどこに求めるかによって、ここに来ていただく人が決まってくるわけですから、今、もし渡辺委員が言うように、落札率とかという問題になると、またちょっと違って来るかもしれない。

そこは今回、含まなくてもいいのではないかと、私は判断しておりますが、その点は。

○渡辺委員

要は、その入札に関してということであれば、同じ題名で何度も何度も証人に来てもらうということではなくて、やっぱり一つずつ、その趣旨をはっきりさせたもののほうがいいと思っている趣旨で話したんです。

○野澤委員長

ということになりますと、先ほどの御坂浄水場土木工事入札の公告、取りやめも含んで公告ということですね。公告に関することについて、証言を得るということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

どうぞ。

○志村委員

御坂浄水場土木建築のこの事業を、今回、これに関してということだと思いますので、まだ御坂関連は、このあと機械電気設備とか、土木建築が1月15日公告分が分割されて土木の1回目、2回目と、それから建築という、こういう5つの事業なので、証人の方にお聞きする内容も、この5つの事業にすべてかかわることだと理解していますので、入札公告というよりは、実際にその後落札までいっているわけなので、そういう観点からすると、ここに委員長が挙げられたような方のほかにも、前回にも申し上げましたが、設計業者さんにもお願いをしていくことが必要だろうと思いますし、事業の枠としては、土木建築事業5事業というふうに考えていくのがいいのではないかと思います。

○小林委員

電気も入れてですか。

○志村委員

電気は次です。

○小林委員

それだって4つですよ。

○志村委員

4つですね。土木建築、4事業。

○野澤委員長

よろしいですか。

もちろん、4人が全部来るんですが、最初の証人に来てもらって、喚問をするときに、その4つの事業だけれども、その4つの事業にかかわることすべて次の喚問のときに対象にするか。

私の場合は、むしろその中のうちの、とりあえず公告に関しての証人喚問という形がいいのではないかというように限定したわけなんです。

別に今回で、それで終わりという、全然それは思っていないし、かえっているいろいろなことよりも、その時点に焦点を絞ったほうが、明確になるんじゃないかという判断のもとで、私はつくってありますが、それは皆さんのまた考え方でよろしいですが。

どうでしょうか、そのへん。ちょっとやったことがないので、やってみて、具体的にどう進むかということが、よく分からないので。

○渡辺委員

前回の準備会までで、ある程度、質問の輪郭が明らかになったから、ここまでで、もし志村委員の言うような形でやるならば、準備会の議論をもうちょっとそちらのほうも含めてやらないと、そういうことにはならないだろうと思うわけです。

そうするかどうかという判断を求めた上で……。

○野澤委員長

そのへん、皆さんのご意見を。

○上野副委員長

ただ、流れで、例えばこういう取組みとか、普通の分の流れの中で、では設計業者を呼ぶじゃんかという、そういう流れも必然的に出てくるのかなと思うので、その取りやめの部分の中で、ここばかりということではなくて、そういう流れの中でも、そういう部分は含めてもいいのかなと。そこで区切らなくて、そういう流れの中での部分だから、ここばかりではなくて。

どうなんだろう、このへんは。

○志村委員

問題点というか、最初の1月15日の公告、18日に取りやめという、この3日間の最初の発注の内容にかかわることについての質問内容が多いと思うんです。

だから、当然そのあとの浄水場築造土木、1回目、2回目と建築3つについて、また分けたほうがいいのかという意見が多ければ、それでも構いませんが、ただ時間もかかることだし、当然、1回目は分割することになって、それを踏まえて、また次の発注をかけていくわけなので、そのときに変更している要件とか内容とかが当然あるので、ということは、翻って、そもそも取りやめをする原因があるということなんですよね。

そのあとの事業に、前提として入っているわけだから、だから関連は当然してくるので、そ

それを2回に分けて、1回目の公告のところだけ聞いて、その次のときには、それ以降も含めて聞くときに、1回目に聞いたことに関連することも当然出てくると思うので、2回やられたほうがよければ2回でも結構ですが、皆さんのご意見をお聞きして。

私は1回でも、可能であれば1回で可能なふうに質問をしていくことがいいかなと思いますし、2回であれば、2回なりにやる。

○野澤委員長

どうでしょうか、まだ・・・。

○小林委員

1月15日の8億から始まって、それから配水場までを含めると、全部で公告が10回あったわけですが、これはやっぱり今、2つになっているということですが、どこが2つ。

○志村委員

3つです。

○小林委員

配水場とね。そして今、前回までやってきたのは、御坂浄水場の4件ですよ。最初の8億と分離が2件と、それから5月の最終の入札。この4つが今まで来ているんですが、これと浄水場、あと2つということは、機械・電気と配水場ね。

だから、当初、来ているとおりの4つと、あとの部分で2つか3つに分けてもいいと思いますが、場合によっては3つになるかもしれないしね。

とりあえず今回は4件の部分でいったほうが、何か広がりすぎてしまう。

あとは今、設計なんていう話もあったんですが、設計なんかはそれぞれ、最初からつながっているものだからね。その都度、その都度の話になると思うんですが、そのへんはその都度、設計の部分はお願ひするしかないと思うんですがね。

設計は最初からすべてかかわっているから、これは。

○野澤委員長

事業としては3つにくくられていますよね。

今言ったように、浄水場の関係で土木建築、そして機械電気、そして配水場と。

今はもちろん浄水場の土木建築の部分、ここに関する4つの事業が、ここで絡まってきているんですが、最終的には。

ただ、その場合に、この4つの事業がいろいろな点で不透明な部分があるわけです。

例えば、さっき言った高額の、高い落札率とかですね、そういう問題もあったり、いろいろあるんですが、私も慣れない部分がありますから、今回は取りやめになった、ここの経緯について、最初のくくりの中の取りやめの部分だけを、とりあえずしっかり事実確認をしたいと、私は思っているわけです。

そういう形で、特に皆さんもご存じのように、3日で取りやめて、その取りやめの起案者は菊島リーダーなんです、その経緯は全く今のところは分かっていないので、どういうことで、その理由についても、設計図書の変更と、いわゆる25年度中という期間の短縮ですね。このへんの問題が、どういう説明がつくのかということも、全く分からないということで、私の感じだと、この理由が、もうちょっと明確に、誰でも納得できるようなものであるかどうか、ここを確認する。

それには、誰がこれを言い出したかということから始まって、これが協議とかをしてあるの

ならば、ここでの議論を聞けばいいんですが、そのへんは協議を実際にどのような形でしたか
どうか、憶測で言うてはいけないので、そのへんも聞く中で、ただ、今までのところは、3日
間のうちに、協議がなされたような形跡は、どうもないわけで、そのへんをまずはっきりして、
もちろん最終的には、ここには部長までという、職員ということで部長までしか書いてありま
せんが、その証言によっては、ほかの人たちの次の段階でどういう形で証人を呼ぶかというこ
とが決まってこようかと思います。

あるいは、ここである程度、結論的な話ができるかもしれません。

いずれにしても、どうでしょう、この取りやめ公告を含む、公告についての証言を得ると
いうことで。

(「はい」の声あり)

○海野委員

今、委員長が言うように、一つひとつ終わったら次へ進む。一つ終わったら、次へ進むとい
うやり方をしたいとおっしゃっていると思いますので、当然、全部やっていくんですが、そこ
で全部聞くことをまとめて、そこへ呼んだ人からいっぺんに聞くのではなくて、という意味で
おっしゃっているんですね。

○野澤委員長

はい、そのとおりです。

○海野委員

この前、言ったように、一つ終わったら、一ついきましょうというやり方をしたいと、今、
委員長は盛んに言っているから、私はそれで、そのほうがシンプルでいいかと思います。

証言を求めるほうも、いろいろなことをごたごた言わなくて、一つずつ、手間は、時間は多
少かかるかもしれませんが、そのほうが進めていくにすれば、非常に分かりやすく、証言を
求めるほうも端的に、このことについて聞きます、こういうことについて聞きますという、そ
の進め方を、この前の作業部会で確認したとおりの進め方ができるような気がするので、私は
今、渡辺君が言っている、委員長が言っているようなやり方でいいかと思います。

○野澤委員長

つまり、そういうことです。

もちろん、みんな一つの証人が来ても、いろいろなことを聞いて、こっちでいろいろまとめ
て、聞き漏らしたというようなことよりも、一つずつ片付けていったほうが、確かに時間と効
率は悪いかもしれません。

でも、多少、最初、2、3度、これも経験していけば、進み方ももうちょっと早くなるかと思
います。

最初の一転びは、車でもローで行かなくてはならない、ちょっと力を入れるのはしょうがな
いんですが。

○海野委員

やっぱり証人喚問ということは、我々も初めて経験するので、とりあえず、ここだけと絞っ
た時点で証人喚問ということをやってみましょうという提案だと思っているので、それをとにかくやっ
て、短時間で終われば、それも結構。

そして、すぐに次のステップへ移ればいいことで、そんなことでぜひ進めてください。

○野澤委員長

中川委員、どうですか。

○中川委員

結構です。

○北嶋委員

このようなプロセスで証人さんにお聞きしていけば、また次のステップも出てくるのではないかとということで、海野さんと同じような考えですが。

○神宮司委員

全く同じです。

○野澤委員長

よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

そういうことで、そして再度確認しますが、証言を求める事項は御坂浄水場土木建設工事入札の公告について。

○海野委員

そこはいいんじゃないですか。そこは細かくしなくても。

この土木建築工事入札に関することということで呼んで、その中のことだから、いいじゃないですか。それで特に問題はないでしょう。

○野澤委員長

たぶん、渡辺委員が心配したのは、次に喚問するときにも全く同じような・・・。

○海野委員

同じでいいと思いますよ。事件としては同じ1つの事件だから、ずっと。

私は、それで全然問題ないと。そうすれば、志村委員が心配しているような、そこを切ってしまうと、これは駄目かみたいなことはないから。広くおいでいただければ、もしそのときに答えが得られなければ。

いいと思います。このけりが付くまで、ずっと。

○野澤委員長

そうすると、細かくしっかり、そこで何を決めたか分かるように・・・。

○海野委員

それは委員長の進め方。こういう報告を事前に、質問事項の確認をするわけだから、それでいいかと思います。

○渡辺委員

そう言いましたが、同じ題名で同じ人を2度、3度呼ぶということも、格好よくないけれども、それでよければ、いいと思います。

○野澤委員長

では入札に関することで。

では、そういうことで、細かいことは、また。

その場合、もちろん大きくりはそうなんです、そこで私なりにまとめましたけれども、どうでしょうか。今のようなどころの大括りなところで、このへんはここで別に、先に決議をすることを、あれですね。ではそれはあとに。すみません。

今度、もう一つは出頭を求める人の氏名を特定しなくてはいけないということですが。

そこに私は全部で8人、挙げてありますけれども、これについてのご意見を申し上げます。
はい。

○志村委員

質問ですけれども、出納員を入れてあるのはなぜですか。

○野澤委員長

出納員も、実はこの執行伺い書のほうに決裁印が押してあって、役柄でいえば部長クラスに近いところにあるので、いろんな情報を得ているかもしれないという判断からです。設計書のほうのですね。設計書をあげる側の、執行伺い書のほうに。

○志村委員

芦澤学というのは誰ですか。

○野澤委員長

今の経営政策の。

○志村委員

学ではないですよ。栄です。

○野澤委員長

申し訳ないです。では下を「子」ではなくて「木」に。

○海野委員

公営企業というよりも会計管理者でしょう。

○野澤委員長

だけども、あそこには企業出納員というふうに欄には役職が書いてあったので。会計管理者ですね。

はい。

○渡辺委員

時間の問題もあるだろうし、もっと絞れないんですかね。

○野澤委員長

では、その絞るのを。

はい。

○志村委員

会計管理者は1月11日の公告委員会を欠席していますので、とりあえずハンコをしたときにどういう説明を受けているか分かりませんが、どうしても時間の関係で外すのであれば会計管理者かなと思いますけれども、いいんですけれども、どうしても外すのであればということですが。

○野澤委員長

私が会計管理者、芦澤さんを入れたのは、たしかに公告のときではなくて執行伺いのほうに、もちろんさっき言った決裁があって、そして、というのは取り止めの理由として期間の問題がありますよね。最初の、その期間を芦澤さんたちが確認しているはずなので、設計書のあがってきた段階でですね。執行伺いするとき。だからそのへんが当時からこれが期間的に非常に難しいものであったかどうかということの情報を、あるかどうかということまで含んで私はちょっと考えたんですけれども。

○海野委員

そんなに、呼んでも時間がかかるわけではないから。おいでいただいて聞けばいいかなど。

○野澤委員長

という期間の問題が非常に重要になって、その設計当初から期間というものに対して疑問があったのかどうなのかということが、逆かえればに2つに分けるということの理由付けのときに、重要な判断基準になるというふうにも思っております。どうですか。はい。

○海野委員

私はここへリストアップした人、みんなそれぞれ聞けば聞くことというか、例の会議へ出席する人だと思いますから、それなりのことだから、そんなに1人1時間も2時間も尋問がかかるわけではないから。この芦澤さんを削らなくても、おいでいただいて聞けばいいことだから、それでいいと思いますが。このリストアップした人たちを全員、時間の配分を考えて順においでいただければと思います。

○野澤委員長

ちょっと異色なのは、この芦澤さんだけちょっと異色です。ほかは実際の。

○海野委員

入札審査会のメンバーでしょう。

○野澤委員長

そうです。

○海野委員

ではいいではないですか。

○野澤委員長

あるいは、もっと付け加える人がおりますか。いいですか。

(はい。の声)

では意見もないようですので、出頭を求める人はここに掲げた8名ということでよろしいですか。

(はい。の声)

では異論がないから、そのように議決したということにします。

○志村委員

あと質問ですけれども、当然、最終的な判断は副市長ならびに市長がされていると思うんですけども、いずれそのお二人にもお聞きしないとならないとは思いますが、今回のこの取り止めに関しての判断というものをされている方には、また今回8名の方に入っていない方については改めてお聞きするという認識でいいですか。

○野澤委員長

はい、そのとおりです。今回、ある程度、実務レベルとかで分かる部分で、そして先ほども言いましたように、この中であれだけのことですから、課長以上なり部長以上なりというところでの判断があったかと思えます。ただこれは聞いてみないと分からないので、この人たちの判断なのか、その今、具体的な話でもっと上の副市長、市長というところにこの取り止めの、誰がどういうふうに言い出して、どういう経緯を辿ったかというところは求めていかなければならないかもしれません。それはとりあえず、この8人の証言をいただく中で、皆さんで判断しながら進めていきたいと思えます。よろしいですね。

○上野副委員長

ちょっといいですか。今、志村委員が言った部分があるんだけど、当然、公告を取り止めというのは公告委員会なり、そこのトップなりなんなりが関わっているわけですよ。そうですね。そうなれば当然ここへ、副市長が当然そのトップにあたるけども、流れ的にその人と呼んでもいいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。次のステップですか、それは。

○野澤委員長

私は副市長、市長という、あるいは先ほど出たもっと詳しく聞くには業者の証人も必要になるかもしれないけれども、それはこの第1段階で、ある程度見通しをつけた中でそれは進めていきたい。そのほうが特に、なぜかと言うと取り止めた理由について、このへんはどのような形、私の証言を求めることは、あまり理由については深く問いたですということではなくて、基本的には一番重要なのは取り止めの・・・。

○海野委員

客観的な事実を問いただせばいいんだと。

○野澤委員長

誰が言い出して、どういう経緯でこの取り止めまでいったかということをもっと明らかにして、そのあとその人がどういう今まで言ったとおりの理由で、本当に考えているのか。それだとすればこういう矛盾があるではないかというのは、次の段階での話のほうがいいかと思いません。今回、一緒にやってしまうとなかなかそこまで、それこそ二度も三度も呼ばなければならぬことになるかと相手に対しても失礼と思えます。逆にこの中にそのことをかなり主導した人がいれば、その人に関しては次にその人だけ呼んで、それをやっていく。いるか、いないかは分からない、そのへんは。あるいは協議でしっかりで決めたのかどうかも、これはやってみないと分からない。よろしいですね。そういうふうに。はい。

○小林委員

委員長、次回はどういう経過で、要するに公告の取り止めになったという部分で、その次は、委員長がさっきたしか言われたことだけでも、その取り止めになった、今度細部について、時系列からいろんな部分があると思うんですけども、次のその次はそういう部分でいいということですよ。

○野澤委員長

私は一応、そういうふうに考えています。ただ、もちろん証言を得てからでないと、そのへの最終的な進めの、皆さんの合意は得られるかどうか分からないので、とりあえず想定される場所はそういうところでいいかと思えます。

○小林委員

細部はそのあとですね。

○野澤委員長

はい。

では、よろしいですか。

(はい。の声)

では、他に。

○渡辺委員

今は呼ぶ人で、②はやらないんですか。

○委員長（野澤今朝幸君）

②のほうは、先ほど言ったように議決のことの具体的なものはさっき言った大きな項目でいいということですので、これについては百条のこの席でお話することがこれ以上なければ、1回ここは閉会にして、準備会のほうで。

・・・申し訳ないです。日時と場所ですね。

○西海事務局員

今のご議決の中で、まず出頭に関わる者の氏名については、この委員長が添付していただいた資料の中に載っております8名ということ。それから証言を求める事項につきましては、御坂浄水場土木建築工事入札に関することということでご議決いただきました。

もう1点の出頭すべき日時および場所につきましては、まず日時につきましては次回の特別委員会の日程が1月23日、午後1時30分からということで、前回の準備会のときにご確認をいただいておりますので、その日程で行いたいと思います。

なお、場所につきましては、次は証人喚問、尋問を行うということであれば傍聴人等の数も考慮して若干広い場所がよろしいのではないかということで事務局のほうで考えまして、第2会議室で行いたいと思いますが、それでよろしければその内容でご議決いただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

○野澤委員長

今、事務局からの説明がありましたように23日、木曜日の時間は1時半から。日時と時間ですね。そして場所は第2会議室ということでよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

異議ないので、そのように決めます。

○鈴木事務局長

ただ、今の日程はあくまでもこちらの都合ですので、一応、今からその担当のほうに。いずれもう予定が入っているかもしれませんが、そこはご承知をいただきたいと思います。

○渡辺委員

日程を決めるときに全員の都合が合わなければ駄目ということですか。それとも何人か。

○野澤委員長

できるだけ、こちらのほうに都合を合わせてもらうということですね。もし、やることはやると、1人でもそれは。漏れている人があまりにも多くて、そして今回のことの解明が全然できないといったら、また日を改めてやるという形で、それはしょうがないですね。

○渡辺委員

委員長、副委員長に一任します。

○野澤委員長

あとは、その他で何かありますか。

○渡辺委員

今、証言を求める事項というのはこれはさっきのような形になったんだけど、基本的には委員長質疑の中に反映される中身だろうと思うんですね。そこでちょっと確認したいんですが(4)番、これは意見を求めることになるのかどうなのか。そのへんについての委員長の考え方を整理していただきたいと思うんですけども。

○野澤委員長

取り止めの理由に対して、納得できる理由と思うかどうか。納得できると思う場合、それは

どうしてか。あるいは納得できないと思う場合それはどうしてか。これを聞いてもあまり意味がないと。

○鈴木事務局長

それはまた準備会のときにどういう質問をするかは当然ながら、項目的につくっていくので、今は委員長が自分の意見として出してきたんですけども、これが質問かと言われると質問というか、意見を聞いているような気もしますので、そこらへんはまた準備会の中で詰めていけばいいんじゃないかなと思います。

○渡辺委員

あんまり意見を求めるというのは適切ではないということですから。

○野澤委員長

ではすみません、それも含めて準備会のほうで細かいことは、他にありませんか。

(な し)

では、以上をもって議事は終わります。

はい、どうぞ。

○上野副委員長

では、ご苦労さまでした。

今、必要な議決事項はそろったということで第5回の調査特別委員会をこれで終了したいと思えますけども、委員の方はまたここに残っていただき、引き続き準備会ということで行いますのでよろしくお願いします。今日はご苦労さまでした。

○野澤委員長

15分ばかり休憩をとって、そのあと準備会ということで。今のちょっと細かいところを詰めたと思います。

○鈴木議会事務局長

それでは、委員会は閉めたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

40分から準備会ということで、またここでお願いします。